

## 岡崎市障がい者自立支援協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。）及び岡崎市障がい者自立支援協議会要綱（令和8年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき設置される岡崎市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、法令、条例及び要綱等に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(副会長)

第2条 協議会に、要綱第4条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として、副会長1名を置き、会長が指名する。

(専門部会)

第3条 要綱第6条に基づき、次の専門部会を設置する。

- (1) 個別支援専門部会
- (2) 就労支援専門部会
- (3) 地域移行支援専門部会
- (4) こども発達支援専門部会
- (5) 医療的ケア児等支援専門部会
- (6) 権利擁護支援専門部会
- (7) 障がい者基本計画等推進専門部会
- (8) 日中サービス支援型共同生活援助評価専門部会

2 前項に掲げる各専門部会が審議する事項は、別表第1に定める。

3 各専門部会に、部会長を置き、部会長の職務を代理する委員として、副部会長1名を置き、部会長が指名する。

4 各専門部会は、部会長がこれを招集する。

5 各専門部会は、審議等の内容において必要が生じた場合は、検討部会を設置することができる。ただし、検討部会の委員には専門部会の委員を1名以上含むものとする。

(専門部会の委員)

第4条 協議会の委員以外に、必要と認める委員を会長が選任し、各専門部会に参加させることができる。

2 会長が選任した委員の任期は、協議会委員の任期満了日を超えないものとする。

3 部会長は、選任委員が欠席する場合は、代理を参加させることができる。

(専門部会の決議の特例)

第5条 協議会は、市長から意見等を求められたときは、当該専門部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

2 専門部会決議により協議会の決議とした案件等については、当決議直後又は年度報告として開催される協議会において、協議会委員より報告を行なうこととする。

3 前項により難しい場合は、会長及び部会長との協議により、書面による報告に代えることができる。

(検討部会の委員)

第6条 各専門部会長は、各検討部会に必要と認める委員を参加させることができる。

(検討部会の議事の報告)

第7条 検討部会の議事については、各専門部会長へ報告するものとする。

(議事録)

第8条 協議会及び各専門部会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 協議会の議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び各専門部会の事務局は、障がい福祉課、岡崎市障がい者基幹相談支援センター及び岡崎市障がい者相談支援事業受託事業所に置く。

2 事務局は、市町村とのつなぎ役である地域アドバイザーに対し、会議への参加、助言、調整を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会及び各専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

## 専門部会の審議事項

専門部会名	基本的な審議	部会人数
個別支援 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 （要綱第2条第1項2号）</li> <li>・ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること （要綱第2条第1項3号）</li> <li>・ 関係機関とのネットワーク構築に向けた協議に関すること （要綱第2条第1項4号）</li> <li>・ 相談支援機能の強化に係る協議に関すること （要綱第2条第1項6号）</li> <li>・ 制度の特例利用に係る協議に関すること</li> </ul>	協議会委員を含む必要数
就労支援 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 （要綱第2条第1項2号）</li> <li>・ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること （要綱第2条第1項3号）</li> <li>・ 障がい者の就労支援に係る協議に関すること</li> <li>・ 制度の特例利用に係る協議に関すること</li> </ul>	協議会委員を含む必要数
地域移行支援 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 （要綱第2条第1項2号）</li> <li>・ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること （要綱第2条第1項3号）</li> <li>・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること （要綱第2条第1項5号）</li> <li>・ 地域移行支援についての普及活動に関すること</li> <li>・ 制度の特例利用に係る協議に関すること</li> </ul>	協議会委員を含む必要数
こども発達 支援専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 （要綱第2条第1項2号）</li> <li>・ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること （要綱第2条第1項3号）</li> <li>・ 関係機関とのネットワーク構築に向けた協議に関すること （要綱第2条第1項4号）</li> <li>・ 障がい児通所支援サービス等の充実及び質の向上に関すること</li> </ul>	協議会委員を含む必要数

<p>医療的ケア 児等支援専門部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 (要綱第2条第1項2号)</li> <li>・困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること (要綱第2条第1項3号)</li> <li>・関係機関とのネットワーク構築に向けた協議に関すること (要綱第2条第1項4号)</li> <li>・地域の社会資源の開発及び改善に関すること (要綱第2条第1項5号)</li> </ul>	<p>協議会委員を含む必要数</p>
<p>権利擁護支援専門部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 (要綱第2条第1項2号)</li> <li>・障がい者の権利擁護支援に係る協議に関すること</li> <li>・障がい者の権利擁護支援についての普及活動に関すること</li> <li>・障がい福祉サービス事業者の障がい者の権利擁護支援に係る質の向上に関すること</li> </ul>	<p>協議会委員を含む必要数</p>
<p>障がい者基本計画等推進専門部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 (要綱第2条第1項2号)</li> <li>・障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の作成・具体化に向けた協議に関すること (要綱第2条第1項8号)</li> <li>・障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況に関すること</li> <li>・障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価に関すること</li> </ul>	<p>協議会委員を含む必要数</p>
<p>日中サービス支援型共同生活援助評価専門部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整及び地域課題の抽出、共有に関すること。 (要綱第2条第1項2号)</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助の事業開始に係る評価に関すること。</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助の事業報告に係る評価に関すること。</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営及び活動内容の状況確認に関すること。</li> </ul>	<p>協議会委員を含む必要数</p>